

# 指定管理者制度外部評価実施方針

## 1 指定管理者制度外部評価制度の目的

指定管理者制度の適正な運用を図るとともに、指定管理者制度導入施設のより良い管理運営と施設利用者へのサービス向上を図ることとする。

## 2 指定管理者第三者評価委員会の設置

第三者および専門的な見地から指摘を行う指定管理者第三者評価委員会（以下「委員会」という。）を評価対象施設ごとに設置する。

### (1) 委員

学識経験者および施設利用者のうちから市長が委嘱する。

### (2) 庶務

委員会の庶務は、施設所管課において処理する。

## 3 評価内容

(1) 指定管理者による管理運営施設の管理運営状況に関すること。

(2) 指定管理者制度の運用に関すること。

(3) その他指定管理者制度に関すること。

## 4 評価対象施設

(1) すべての施設

(2) その他市長が必要と認めた施設

## 5 評価実施時期

指定期間2年目および4年目に実施する。

## 6 評価結果の公表

評価結果は、ホームページ等で広く公表するものとする。

## 7 評価結果への対応

評価における指摘事項については、可能な限り速やかに対処し施設の管理運営に活かすとともに、対処結果をホームページ等で広く公表するものとする。また、次年度の定期モニタリングにおいて対応状況等を検証する。

<外部評価実施の考え方>

- ① 指定期間初年度は、1年以内のため評価する材料が乏しく、年間を通しての評価が困難である。
- ② 2年目は、1年を経過しているため、年間を通しての評価を行う材料が揃うため、課題等の把握やその対応など全体的に整理して評価を実施して、その結果を指定管理者に反映できるために外部評価を実施する。
- ③ 3年目は、外部評価を実施しないが、定期モニタリングにおいて前年に実施した外部評価の指摘事項等について適正に処理がされているかを検証する。
- ④ 4年目は、過去3年間のモニタリングや外部評価の結果も踏まえ、指定管理者更新に向けての外部評価を実施する。
- ⑤ 5年目は、指定期間最終年となり評価結果の効果が現れにくいため外部評価を実施しないが、定期モニタリングにおいて前年に実施した外部評価の指摘事項等について適正に処理がされているかを検証する。